

成長志向型の資源自律経済デザイン研究会 開催要領

1. 背景

- 近年、資源エネルギーの制約や気候変動問題、廃棄物問題等を背景に、資源の効率的・循環的な利用を図りつつ付加価値の最大化を図る「循環経済」（サーキュラーエコノミー）へのトランジションが、欧州を始め、世界的に進行している。
- 経済産業省では、2020年5月に「循環経済ビジョン2020」を策定するとともに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の制定や、鉱物資源やプラスチックの高度選別及びリサイクルに関する研究開発の支援等に取り組んできたところ。
- 他方で、カーボンニュートラルに向けた機運の高まりやウクライナ情勢の不安定化による資源エネルギーの供給不安等の情勢も踏まえれば、資源循環経済政策について、資源政策、環境政策及び産業政策の文脈からさらなる拡充や加速化を図ることが急務であり、その必要性については、本年5月及び8月に開催された産業構造審議会総会（経済産業大臣諮問機関）においても確認されている。
- 具体的には、「成長志向型の資源自律経済の確立」に向けて、①資源の再利用・再資源化、②資源の生成、③資源の共有、④資源の長期利用等の観点から資源循環経済政策を再構築し、国内の資源循環システムを自律化・強靱化を図るとともに、国際競争力の獲得を通じて持続的かつ着実な成長の実現を図ることが必要である。
- そのため、本研究会では、各界の近視眼的な利益を離れて、成長志向型の資源自律経済の確立に向けた総合的な政策パッケージの検討を進める。

2. 検討事項

- (1) 成長志向型の資源自律経済戦略について
- (2) その他

3. 議論の進め方

- 本研究会は原則公開で行うこととし、令和5年3月頃までに7回程度開催する。
- また、議事概要と議事録を出席者の確認を得た上で公表する。

4. 構成等

- (1) 委員は、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課の同意を得て、株式会社三菱総合研究所が委嘱する。
- (2) 本研究会の運営に関する事務は、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課が行う。